

平成20年度成果重視事業実施状況調書

事業所管（評価担当）部局課室名 総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

評価年月 平成20年7月

1 事業名

総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化

2 関係政策

政策14：電波利用料財源電波監視等の実施

3 事業概要

（1）事業の背景及び課題等

電子政府構築計画等により、行政効率化のために行政手続の電子化を推進する必要があること及び情報漏えい等に係る事案の増加に伴い、より一層高度なセキュリティ対策が求められていることから、無線局申請書等の作成が容易に行える高度なサポート機能及び自動審査機能等を整備するとともに、個人情報保護やシステム全体のセキュリティ強化のための機能の整備を図る。

（2）事業実施期

平成17年度～19年度

（3）事業費

総事業費26.1億円（うち19年度9.5億円）

4 事業の達成目標

（1）定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況		
			17年度	18年度	19年度
無線局免許申請等における電子申請率	30%	20年度	15.4%	25.2%	37.6%
無線局申請審査業務における業務処理時間の削減	年間約1万6千時間削減	20年度	-	-	-
データ入力作業等に要する業務処理時間 （電子申請率が50%到達時点）	年間約2万4千時間削減	20年度	-	-	-
申請者の申請書作成時間 （電子申請率が50%到達時点）	年間約14万時間削減	20年度	-	-	-
申請書類の提出に係る費用 （電子申請率が50%到達時点）	年間約2億5千万円削減	20年度	-	-	-

（注） 各年度の現況において「-」としているものは、本成果重視事業が事業実施中のため、現時点では現況の把握ができないものである。

達成目標の現況（平成19年度）については、平成20年3月末現在の数値である。

（2）目標設定の考え方

目標設定の根拠等

本事業は、電子申請機能等の高度化を行うものであり、目標値は、その実施成果として業務処理時間の短縮や利用者利便の向上（申請書作成時間の削減、申請書類提出費用の削減）を狙いとする目標として設定するものである。

目標の達成度合いの判定方法・基準

ア 目標達成状況等の把握方法・手法

電子申請率の統計調査、当該調査結果の外部コンサルタント等による分析・評価
利用者意見のアンケート調査の実施と結果分析・評価

イ 目標の達成度合いの判定基準

利用（申請）者に対するアンケートのほか、外部専門家（コンサルタント事業者）により、目標達成状況の評価・検証と問題や課題の抽出を行い客観的な評価を行う。

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	概ね達成
C	50%以上75%未満	達成とは言い難いが有効性あり
D	25%以上50%未満	有効性の向上が必要
E	25%未満	有効性に問題あり

また、本事業終了後には、事後事業評価方式により評価を行う。

（3）目標達成のための手段等

目標達成のための具体的手段

- ア インテリジェント申請・審査支援機能の開発・導入により、便利で使いやすい電子申請機能を提供する。例えば、
- ・申請書作成時のフォーマット適合チェック機能等による入力サポート
 - ・審査支援機能の導入による審査業務の正確化・効率化等
- イ 個人情報保護法などを踏まえた情報セキュリティ確保、プライバシー保護の強化等を図る。

目標達成のための手段と目標の因果関係

本事業は、電子申請におけるインテリジェント申請や自動審査機能等の開発・導入に取り組むものであり、これにより、電子申請に係る利用者の利便性が増すので電子申請率の向上が図られる。

また、電子申請率向上の成果として、利用者の負担軽減や行政側の業務処理時間の短縮等が図られる。

5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

（1）予算執行の効率化・弾力化措置

- 「国庫債務負担行為」
- 「繰越明許費」

(2) 上記措置により得られる効果

国庫債務負担行為を活用して複数年度の一括契約を行うことにより、同一の開発業者が設計から開発までの一連の作業として連続して行えることから、次年度の業者が新たな業者となる場合に生じる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間を削減することができ、事業期間の短縮及び予算の効率化が可能となる。

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあり、そのような状況が発生した場合に繰越明許費を活用し予算繰越を行うことにより、予算の不用額が生じなくなり、予算の効率化が可能となる。

6 事業の目標の達成状況の分析

(今後の課題)

平成 20 年度においては、平成 19 年までの事業の実施結果を踏まえ、目標達成に係る分析・評価をおこなうこととする。

7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）

「電子政府構築計画」（平成16年 6 月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）

<http://www.e-gov.go.jp/doc/040614/keikaku.html>

